



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費を含む)





「いの健」地方センターは「いのちと健康の砦」

コロナ禍における活動推進のための地方センター交流会

収束が見えないコロナ禍のもとでも「いの健」の活動を前進させなければならないの思いを込めて、7月3日にzoom機能を駆使し、2年ぶりに「地方センター交流会」を開催しました。37人の参加者があり、28の地方組織からの参加はこれまでで最高でした。

一步前進できる集まりに

開会にあたって、田村昭彦副理事長から「長らくコロナ禍の中で、活動に多くの制限があるなかでも、お互いの苦労やヒントを出し合い、元気をもらって、一步前進できる集まりにしよう」と呼びかけられました。

その後、前田博史事務局長と岡村やよい事務局次長より、先に閉会した通常国会の特徴等の情勢と事前に行った地方センターのこの1年間の活動アンケートの報告を行ったうえで、4地方（大阪・北九州・新潟・神奈川）から活動の報告が行われました。

活動をとめることなく

大阪センターの鈴木まさよ事務局長からは、感染対策に最大限配慮しながら、諸会議はリアルに集まることにこだわってきた経験などについて語られました。リアルに集まる際には、人数の数倍入れる会場を確保するので経費はかさむが、集まってこそお互いの認識がより深まることを実感した。労安学習会、安全衛生基礎講座などは、オンラインを併用し実施してきた。これからも、活動を止めることなく、いの健の役割を果たしていきたいと決意もこめた報告でした。

九州セミナーの日高琢二副議長からは、昨年はコロナ禍により延期した九州セミナーを、今年10月9日・10日に北九州での開催にむけて、リモートを積極的に活用し、継続した取り組みを進めている報告がされました。これまで、リモート活用による「COVID-19における働く人びとの実態と対策」



を共通テーマに継続的に開催。セミナー当日もオンラインやハイブリッド形式、サテライト会場も準備して成功させていきたいと報告されました。

ベテラン活動家も再確認

新潟センターの坂井希美子事務局長からは、リモートを利用して日常会議を開催。じん肺学習会も行ってきた経験が語られました。

新潟センターは2019年6月に結成。その半年後にはコロナ禍に突入してしまい、困惑しつつもリモートを駆使しながら機関会議を継続的に開催してきました。2021年3月にはトンネルじん肺学習会を開催し、20人が参加。DVDの視聴も取り入れ、たたかひの歴史など、ベテランの活動家も改めて認識したとの感想が出され、運動の大切さを実感したと報告されました。

神奈川センターの鈴木信平事務局長からは、コロナ禍のもとでの自らの活動をもとに実感をこめた報告（2面につづく）

〈今月号の記事〉

ハラスメント問題事例集	2面
過労死等防止大綱改訂案へのパブリックコメント	3面
各地・各団体 医労連・建交労／中四国／大阪／宮城／長野／山梨	4～6面
自治労連労安集会／私の一冊	7面
2020年度過労死労災補償状況	8面

告がありました。コロナ禍で、裁判支援や行事はかなり制約を受けざるを得なかったが、幹事会は、ほぼ毎月開催し、ミニ学習会や事案検討などを行ってきた。相談事例にもじっくり向き合う時間ができた。ただ、オンラインは「肌感覚の交流」ができず、知恵を出し合っている議論になりにくいことが課題と報告されました。

ブレイクアウトルームで交流

報告を受け、zoomのブレイクアウトルーム機能を活用し、7つのグループに分かれ、より交流を深めるため分散会を開催。1時間程度でしたが、その後の報告では、地方センターで中心を担ってもらう後継者づくりなど、テーマを絞ってこのような会議の機会を持ってほしいとの要望も出されたところです。

閉会にあたって、新谷一男理事から、「リモートではあったが、顔を見ながらの集まりができて、元気ができました。グループ討論でも『働くもののいのちと健康を守る砦』を担う『いの健』の役割が、よ

り明らかになったと思います。過労死労災認定基準の改訂を求める署名の呼びかけを行ったのは、『いの健』からだけだったことから明らかで



閉会挨拶する京都センター新谷一男氏

す。また、会議が大切だということも確認できたと思います。リモートだけに頼らず、必要な感染予防対策をしながら対面も含めて設定することも考えていくことが必要な場面もあるでしょう。同時に、形式は工夫しつつ『学びあう』ことの大切さの確認もできたと思います。後継者問題は、65歳定年、70歳まで働け、という社会状況が作られつつある中で組織のOBに頼るだけでは難しい状況にもなる。組織の維持・発展についてしっかり議論することが必要ではないでしょうか」と、今後の課題も含めて纏めが行われ、交流会を閉めました。

(全国センター 前田博史)

中堅・ベテランが心をついに気持ちよく働ける職場環境を目指して 新聞労連『ハラスメント問題事例集』を発行

新聞労連は2021年5月11日に「ハラスメント問題事例集」(互いを思いやれる職場に)を発行しました。新聞労連は、昨年結成70周年を迎えましたが、その記念プロジェクトとして「もう待てない、変える～新聞・通信社の働き方と将来性」と題した報告書をまとめました。このプロジェクトが契機になって出されたのが表記の「ハラスメント問題事例集(A4判60頁)」でした。

これは新聞労連と地方紙の新潟日報・京都新聞・神戸デイリースポーツ・中国新聞各労組からの共同制作で作られたものです。

本企画のきっかけとなったのが、昨年秋の東京都内であった新聞労連の執行部セミナーでした。「企業体質の悪い面が出るのがハラスメント。職場の土台が腐っている。いかにみんなで考え、変えるか」と話し合い「私たちの事例集」を作ろうということになって制作に取り組んだとのことでした。

セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどについて、どんな行為が何故いけないのか、先輩はどう指導していけばいいのかを専門家の知見を得て探る、新聞社が抱える古い体質を脱し、若い新聞人と中堅・ベテランが心をついに気持ちよく働ける職場環境を目指す試みとして取り組まれました。

対象を地方紙に絞ったのは、人事異動で被害者・加害者を引き離しやすい全国紙と比べて、狭い人間

関係の中で働く事情を考慮したとのことでした。

ベースとなるアンケートは、2020年年末から2021年始めにかけて地方紙の組合員を対象に実施し、370人から回答を得たとのことでした。5月11日には、この事例集をもとに神戸デイリースポーツ労組の書記局を

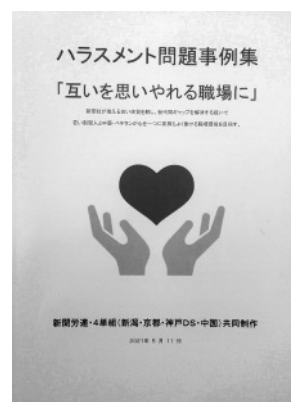
拠点にオンラインで集会を開催。弁護士やハラスメント・心理学の専門家に事例を分析してもらい、ハラスメントの根絶の方策を考えたとのこと。

主な内容は

- 第1部 寄せられた事例から(①厚労省の6類型で分類、②ある新聞社の一コマ)
- 第2部 世代間・立場に見るギャップ
- 第3部 指導に困ったことQ&A
- 第4部 「重い扉が少しだけ開いた」セクハラ告発からのスタート、地方紙各社の取り組み

私も新聞労連の労働安全衛生部長をしていましたが、こうした取り組みは初めてです。

(社会医学研究センター 村上剛志)



過労死等防止大綱(改訂案)への パブリックコメント

2021年7月9日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 埴田 和史

過労死等防止対策推進法施行から6年が経過し、2回目の改訂となる「過労死等防止対策に関する大綱(改定案)」が示されました。「大綱」をより積極的なものとするために以下の点を要望します。

1. 過労死防止の実現のために、長時間労働規制を

- ・WHO/ILOが5月17日に発表した「長時間労働が心臓病や脳卒中による死亡者を増加させる」という研究論文に基づき、長時間労働の削減に向けた対策を強化すること。特に、労働基準法で時間外規制の適用除外とされている職種(医師・自動車運転・建設)と、コロナ禍でのエッセンシャルワーカーについて、重点として記載すること
- ・上記のWHO/ILO報告に合わせて検討するために、週55時間以上の労働と健康とのリスクについての調査・研究を実施すること。
- ・「勤務間インターバル」について導入している企業の割合を増やすこと。

2. 「新しい働き方」の実態を把握し政策に活かすこと

コロナ禍で急速に進められた「新しい働き方」(テレワーク、リモートワーク・ギグエコノミー)について働き方の実態と健康の調査・研究し政策に活かすこと。テレワークにおける労務管理・労働時間管理、ハラスメントの実態を明らかにすること。

- ・コロナ禍により「働かざるを得ない」副業・兼業の実態を明らかにすること

3. ジェンダーの視点を取り込むこと

世界156か国中120位の日本のジェンダーギャップの状況を「大綱」に明記し、ジェンダーの視点を政策の柱として位置づけること。多くの女性が、家事労働(ケア労働)を担い、生活全般において疲労回復を保障されない状況を直視した対策を行うこと。

4. 外国人労働者の過労死防止を位置づけること

法務省によると2012～2017年の技能実習生の死亡事例のうち病死59人、自殺者17人とある。死因の中には心筋梗塞、くも膜下出血、急性心不全もあり、過労死を疑われる事例もある。労働実態とあわせて死因究明を行うこと、自殺についての経緯を把握すること。また、受け入れ管理団体等への過労死防止対策の徹底を行うこと。

5. 企業の取り組み強化

過労死を出した企業、過重労働で是正勧告を受けた企業の企業名を公表すること。過労死を出した企業のトップの「過労死防止シンポ」の参加を義務付けること。

6. 若者・学生に「権利」としてのワークルールを

学校教育におけるワークルールの学習は知識の普及と同時に権利を持つ主体者を育てる観点での取り組みを行うこと。実施状況の点検を行うこと。

7. 過労死防止対策推進法の法本来の目的は「過労死をなくすこと」である。そのことをより鮮明に

示すためには、過労死防止法の「目的」「基本理念」に「実効ある防止対策の推進」を明記することが必要である。また、労働基準法の改正、過労死等労災認定基準の改訂、労働行政の抜本的強化が必要であり、早急に検討することを要望する。

脳・心臓疾患労災認定基準専門検討会

「報告書」をとりまとめ

厚労省の脳・心臓疾患労災認定基準専門検討会は、7月7日「報告書」のとりまとめを行いました。

脳・心臓疾患の労災認定基準は、2001年以来改訂されず、働き方の多様化や職場環境の変化、新しい医学的知見を踏まえて検証するとされてきました。

検討会に提出された「医学的知見」の多くは、「1か月65時間を超える時間外労働で脳・心臓疾患のリスクが高くなること、また「睡眠時間」ではなく、「労働時間」そのものを基準としているにも関わらず、報告書は「(前回同様)睡眠時間を基礎として

考える」、時間数についても「発症前1か月間に100時間、」2～6か月にわたって80時間」の現行認定基準を妥当

と結論づけました。5月には、WHO/ILOが「週55時間以上の長時間労働で、心疾患や脳卒中のリスクが高まる」との報告書を発表しましたが、「根拠が十分でない」としています。昨年度の脳・心臓疾患の労災認定率は3割を切りました。報告書をもとに出される認定基準改定に注視し、運用の改善を求めること、さらには、早期に次の改訂に取り組むべく調査・研究を進めることが求められます。(編集部)



各地・各団体のとりくみ

医労連

いのち・人権が守られる社会の実現を 第48回医療研究全国集会WEB集会

6月12～13日、「第48回医療研究全国集会WEB集会」が開催され、2日間で延べ400人以上が大いに学び・交流しました。今回の医療研はオンライン開催となり、1日目は問題提起・記念講演・基調フォーラム、2日目は8つの分科会が行われました。

開会にあたり主催者を代表して挨拶をした日本医労連・森田しのぶ執行委員長は「医療・介護現場では過酷な労働環境のもとで過労死・過労自死も後を絶たない。さらに新型コロナで限界を越える状況にある。いのち・人権が守られる社会の実現が必要」と呼びかけました。

記念講演は、京都府立大学の村田隆史准教授が「人権としての社会保障構築のための取り組みと課題」をテーマに話され、「社会保障改革が急進的に進み、社会保障の全体像が把握しにくくなっている。社会保障は人権からの視点が必要で、現場から発信することが大切」と訴えました。

記念フォーラムでは、基調報告として日本医療総合研究所・鎌倉幸孝事務局長が「コロナ危機を乗り越えた先には、憲法25条を活かして社会保障に手厚い社会へ踏み出すことが求められる。社会保障抑制の政治を大転換させよう」と問題提起をし、佛敎大学・横山壽一教授をコーディネーターに、3人のパネリストがコロナ禍の医療・介護・福祉につい



ポスターを手に組織委員会メンバー

て、問題の指摘など行いました。

2日目の分科会は、地域医療や看護・介護、精神医療などについて8つの分科会が行われました。第6分科会の「職場の安全衛生と環境改善」では、いの健全国センターの岡村やよいさんを講師・助言者に迎え、レポート報告や討論がされました。講演で岡村さんは「コロナ禍は新自由主義の矛盾と職場の問題点を顕在化させた。職場の訴えを組織化すれば政治を変えられる」と訴えました。第6分科会ではレポート報告は4本行われました。腰痛対策の取り組み、コロナ対応での抑うつリスク報告、研修と時間外手当請求でのストレス調査、入職1年目のアンケート調査が報告され、討論が行われました。

(医労連 内田博之)

建交労

まだ、待てというのか

長崎・労災遺族補償不支給取消訴訟

6月21日、長崎地裁民事部合議B部は、じん肺にり患してじん肺が悪化して亡くなった4人の被災者に、じん肺り患と死亡の因果関係を認める判決を出しました。被災者は粉じん職場で約30年間働き、石炭粉じん・石綿粉じんにばく露してきました。しかし、国はじん肺管理区分決定を受け労災認定まで受けていた被災者らにたいし、「被災者らの肺にじん肺とは別に“特発性非特異性間質性肺炎=NSIP”が発生し、呼吸困難はじん肺ではなく、NSIPによるものと主張しました。NSIPは極めてまれな疾患であること」は認めつつ「CT画像がNSIPのように見える」との主張でした。

長崎地裁は、その主張に対し「炭鉱等で働いた労働者の胸部に高頻度で間質性肺炎様の陰影が生じうる」という原告側の医学的主張を正しく評価し、正

当な判断を行いました。

原告団・弁護団、建交労長崎県本部は、判決直後に声明を出し「控訴するな」のFAX送付を全国に呼びかけました。長崎労基署長あてのFAXは1914件となりました。

しかし、国(長崎労基署長)は、7月5日、福岡高裁に控訴。原告は「7年も待たせたのに、まだ待てというのか」「亡くなった夫に勝ったよ!と報告したばかりなのにあまりにもひどい」と語っています。

本件のような労災決定が横行すると、早急に救済されるべき、じん肺・アスベスト疾患を抱える労働者が救われないことになってしまいます。当事件原告団・弁護団及び建交労長崎県本部は、改めて控訴審裁判で勝利するために、全力をあげていきたいと思っています。更なるご支援をよろしくお願いいたします。

(建交労「じん肺遺族補償不支給取消訴訟断念を求める緊急ニュース」より)

各地・各団体のとりくみ

大阪

まとまって学習できてよかった

第27回安全衛生基礎講座

6月12日(第1・2講座)と19日(第3・4講座)の午後に「安全衛生基礎講座」を開講し、のべ80人が受講(34人がオンライン)で視聴しました(写真)。

第1講座：「ハラスメントのない職場をめざして」
清水良子さん(メンタルサポート京都)

労働組合としてハラスメント問題をどう捉えるか、受講者と対話形式ですすめる講義は好評で、「参加者の生の発言はどれも考えさせられるし、多様な見方を吸収できるよい機会でした」などの感想が出されていました。

第2講座：「働く者の安全衛生の取り組みの基本を学ぶ」近藤雄二さん(元天理大学教授)

コロナ禍で働き方が大きく変化し労働者の健康リスクが高まる中で予防の大切さについて丁寧に話しました。

第3講座：「職場の労災、どう支援していくか?」
芝井公さん(京都職対連)

労災保険の基本から被災者の支援活動事例を紹介



し現行制度の問題点や労災を発生させない職場づくりの大切さを語りました。

第4講座：「健康を守る職場づくり-介護・医療の働き方を変えるノーリフトケアから学ぶ」埴田和史さん(びわこリハビリテーション専門職大学教授)

腰痛とその原因となる働き方の問題、そしてノーリフトケアの実践、さらにエッセンシャルワーカーを守る社会の必要性、高知県のノーリフトケア宣言の取り組みなどを紹介しました。

コロナ禍で集まって活動することが困難な中でも、「まとまって学習出来てよかった」という受講者の声に励まされています。また充実した講座を準備していただいた講師の皆様には大変感謝しています。
(大阪センター 鈴木まさよ)

中四国 ブロック

初の ZOOM 併用開催で成功

第12回中四国ブロックセミナー

6月26日、愛媛県松山市で第12回いのちの健センター中四国ブロックセミナーが開催され、85人が参加しました。感染対策を講じての ZOOM 併用開催でした。

開会あいさつ：愛媛センター・河野文朗理事長

「コロナ禍で国民の多くが困難になっているが、政府は切り捨てている。いのちと健康を守る運動や教訓を学び、さらに各地で広げよう」

記念講演：「過労死問題の現状と今後の課題」 過労死弁護団全国連絡会議・松丸正代表幹事

1988年大阪で始まった『急性期労災認定110番』が現在の『過労死110番』になり全国に広がり、遺族・支援者の粘り強い闘いで勝利しながら、労災認定基準も前進させてきた。今年も、さらに認定基準の改正が検討されている」ことなど、これまで担当してきた事例などが報告されました。

特別報告：①精神疾患・過労死等の取り組み JMITU 愛媛地方本部・松木一雄委員長)、②建設アスベスト訴訟について(建交労愛媛県本部・大西哲史書記長)、③後河内労災認定裁判支援について



(広島センター事務局・大山泰弘さん)、④寶田さん労災裁判のさらなる支援のお願い(支援する香川の会・藤沢義輝さん、寶田都子さん)。

次回開催県より、広島センター・門田勇人事務局長から「来年6月、コロナが収まればぜひ広島に来ていただいて、懇親会も含めたブロックセミナーを行いましょう」とあいさつがありました。

最後に愛媛センター・今井正夫副理事長から、「初めての ZOOM 併用でのセミナーで至らないところもあったが成功できた。今後もいのちと健康を守る運動を前進させよう」との閉会あいさつがありました。
(愛媛センター 大西哲史)

各地・各団体のとりくみ

宮 城

豊かな労組での取り組み報告

第21回総会

2021年度第21回「いの健」宮城県センター総会は、去る6月26日に開催しました。本年度も、コロナ下の開催ということで代議員だけの参加(20人)で開催しました。50人収容の会議室に20人でゆったりとやりました。

総会議案の審議は事前に議案書を配布していたこともあり、議決事項は淡々と終わりました。

久しぶりの対面の会議なので、それぞれの職場での取り組みの様子を交流し合いました。教育職場や医療・福祉の職場での感染防止と子どもや利用者の立場に立った仕事の両立のための工夫を凝らした取り組みと、働くものの健康を守るための労組の取り組みが豊かに報告されました。

ただ、残念なこととして教育職場で若い教師が自死をした報告がありました。県教委の管理職からの聞き取り調査の内容が、被災した教師に責任を押しつける内容になっていて、教組は弁護士と相談して、第三者を入れた調査委員会を立ち上げて、徹底的な調査を要求しているとの報告がありました。

(宮城センター 芳賀 直)

長 野

つながりを大切に役割発揮を

第22回総会

6月19日、「いの健」長野センター第22回総会・学習会を開催しました(写真)。

初めての完全オンラインでの開催となりましたが、15人の参加がありました。

昨年は、コロナ禍の影響で思うように対面での会議や活動が行えませんでした。しかし、来年度はオンラインの良さを活用しつつ、対面での活動も増やし、毎年行っていた労働局要請や学習会、中央や関東甲信越ブロックのいの健センターの学習会・集会に積極的に参加していく方針が決まりました。各組織の報告を聞き、交流を深めました。

その後、松本協立病院・佐野達夫院長の講演を受



け、「SDH(健康の社会的決定要因)について」の学習会を行いました。健康とは肉体的・精神的・社会的にすべてが満たされた状態であること、交流が週1回未満から健康リスクが上がり早期死亡に至りやすいことを学びました。コロナ禍で人と人のつながりが薄くなり、コミュニケーションが取りにくい状況ですが、健康のためにはつながりがとても大事なことを改めて痛感しました、また、周囲をどれだけ注意して観察し、気づいてあげられるかが重要であると感じました。仲間がいること、ソーシャルキャピタル=つながりという財産を大切にいの健センターの役割を発揮していきたいと思います。

(長野センター 八重田景子)

山 梨

新年度の活動の佳いスタートに

第23回総会

「いの健」山梨センターは、6月8日に甲府市内で第23回総会を開催しました(写真)。コロナ対策で役員理事と加入協力団体の代表者で行い、講演などはありませんでした。



討論では、「子どもの貧困が顕著、親の就労状況の大変さがある」「勤める病院では医療費無料化措置を行っている、周知したい」「裁判を支援し労働安全を広げてきた。チラシを1万枚、改訂版も出して、民生委員にも渡したい」「復職する時、正規社員のはずがパートにさせられる、コロナ禍が会社や社員に圧迫する現状がある。解決する機関に繋いだ」「公務員減らしが続いている。超勤もある。8時間働けばよいという方向にしたい」「トヨタの社長が遺族に謝罪し、パワハラを起こさないと誓った。今の政権に必要な態度だ」「県庁や県教育委員会・学校事務にも病んでいる人が増えている、教員もなかなか減らない現状だ」「脳髄液減少症になった方がいる、労災認定には難しいが闘うことには意義がある」「国家賠償法で賠償をした自治体が、事実上、加害(パワハラ)公務員に求償した。公務員が不法行為をしてもその個人に責任が及ばないということはない、パワハラ抑止になっている」などが出され、今年度の活動の佳いスタートになりました。

(山梨センター 深澤佳人)

いのちより大切な仕事はない

第24回自治労連労働安全衛生・職業病全国交流集会 オンライン

6月19日、自治労連労働安全衛生・職業病全国交流集会をオンラインで開催しました。「安心して働き続けられる職場を～若手職員の働きづらさを考える」をテーマにしたトークセッション、職場での安全衛生活動等の特別報告を受けて、いのちの大切さと労働組合の役割を学びました。

繰り返してはならない

トークセッションは山口真美弁護士をコーディネーターに、過労死を考える家族の会の寺西笑子さん、佐戸恵美子さん、京都市職労の大野由晴書記長が報告しました。寺西さんは夫の労災認定を求めて活動し、その後「過労死防止法」の制定を求めて国を動かしてきた成果を語りました。しかし、「過労死は増えている。罰則規定を含む新たな立法措置が必要」と指摘。同じく、家族の会の佐戸恵美子さんは、NHK記者であった娘・末和さんを失った思いを「時間が止まったまま」と話し、「同じ苦しみを背負う人が現れないことを心から願う」と訴えました。

死ぬか、辞めるか

京都市職労の大野書記長は、「昨年1年間で1000時間を超える時間外労働をしていた市職員が38人、1500時間を超える職員もいた」と実態を報告。コロナ対応で「死ぬか辞めるか」と悩む保健師の話を紹介しました。

特別報告は4本。高知・本山町職労の川村憲嗣書



左から寺西さん、佐戸さん、大野書記長、山口弁護士

記長は「労働安全衛生活動を通じての人員要求の実施」、滋賀・大津市労連の江口辰之委員長が「市役所クラスターに対する市労連としての取り組み」、神奈川県職労連の水戸川慶太書記長は「パワハラ過労死自死事件を教訓に県職労連の持続的な取り組み」、静岡・浜松市職の良知信一委員長は「安全衛生活動は労働組合の基本」をテーマに報告しました。基調報告では、若手職員の健康状況の悪化や退職問題も指摘。コロナ危機だからこそ「住民を守る人を守る」具体的な取り組みを提起し、意思統一がはかられました。自治労連は集会で得られた教訓を反映し、「過労死防止大綱(改定案)」のパブコメに応募しました。今後も、過労死等防止・長時間労働による健康被害防止に向け、公務公共の体制拡充を求める運動の強化をはかっていきます。(自治労連・佐賀達也)

私の一冊 ⑩

和歌山県センター 藪野 寛

私の1冊の原稿を依頼され、尺八吹奏を趣味としていることもあり、音楽関係を含め新たに出版された書物を探しました。当地、和歌山にちなみ「紀州徳川400年南葵音楽文庫案内」(和歌山県教育委員会編、中央公論新社)を紹介します。

紀州徳川家十六代当主だった徳川頼貞(1892～1954)が戦前から私財を投じ南葵音楽文庫を開設しました。父頼倫も文庫事業に力を入れ、南葵文庫を設置しています(1899年12月)。頼貞は「父の図書館事業は専ら眼から入る教養を目的としたものだが、耳から入る教養の機関として、未だ日本に無い完全な音楽堂を造りたい」と考えていましたが、図書館部を備えた南葵楽堂を設立しました(1918年10月)。南葵音楽文庫には、ベートーヴェンのロシア民謡編曲の自筆楽譜、バッハのクリスマス賛美歌の初版楽譜等の楽譜、ベートーヴェンの書簡、演奏や

『紀州徳川400年南葵音楽文庫案内』

作曲の教本、音楽事典など大変貴重な資料が約2万件。

戦前に形成された南葵音楽文庫は戦時中も守られ、戦後は個人所有から読売新聞社に移り大切に保存されていました。2016年8月、読売日本交響楽団と和歌山県で寄託契約され、2017年12月から順次公開されています。また、和歌山県立博物館による展示、専門家による講座、記念シンポジウム等でも公開されています。南葵音楽文庫は和歌山県立図書館本館(和歌山市西高松)で閲覧できます。



中央公論社

インフォメーション

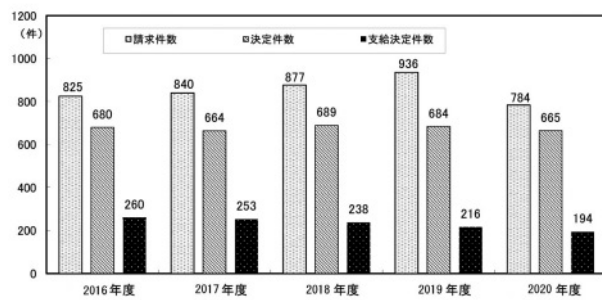
精神障害の労災原因 1 位はパワハラ「脳・心」は過去最低の認定率 2020年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

厚労省は、6月23日「令和2年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。精神障害についての支給決定数は608件と過去最多となりました。脳・心臓疾患等の請求件数は784件で、支給決定件数は194件。支給決定数を決定数で除した認定率は、「脳・心=29.2%」「精神=31.9%」。「脳・心」で30%を切ったのは初めてです。認定基準のハードルの高さを表しています。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

【1】請求件数は784件であり前年度に比べ152件の減。「業務上」の支給決定件数は、194件で前年度に比べ22件減少しています。【図1】

図1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】年齢別では、請求件数で「50～59歳」264件、「60歳以上」261件、「40～49歳」204件の順で多く、支給決定数は「50～59歳」65件、「40～49歳」64件の順に多くなっています。【表1】

精神障害等の労災補償状況

【1】請求件数は2051件で、前年度比9件の減。うち未遂を含む自殺件数は前年度比47件減の155件でした。認定率は2018年31.8%、2019年32.1%、2020年は31.9%とほぼ横ばいです【表2】。

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2019年度						2020年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	10	4	1	3	1	1	16	2	12	4	4	1
30～39歳	51	21	46	17	15	7	39	16	31	20	17	10
40～49歳	248	78	189	75	67	26	194	60	164	25	116	18
50～59歳	333	89	267	93	91	37	264	80	230	73	65	24
60歳以上	294	61	178	50	42	15	261	51	208	54	44	12
合計	936	253	684	238	216	86	784	205	665	211	194	67

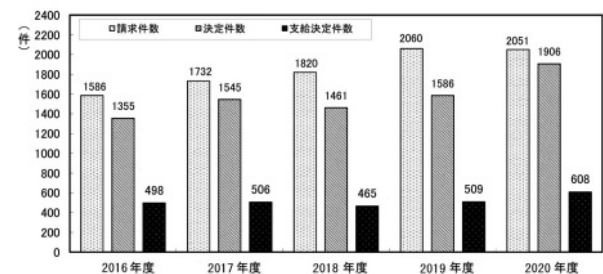
注 ()内は女性の件数で、内数である。

表2 精神障害の労災補償状況

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
精神障害	請求件数	1586 (627)	1732 (689)	1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)
	決定件数	1355 (497)	1545 (605)	1461 (582)	1586 (688)	1906 (887)
	うち支給決定件数	498 (168)	506 (160)	465 (163)	509 (179)	608 (256)
	認定率	[36.8%] (33.8%)	[32.8%] (28.4%)	[31.8%] (28.0%)	[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)
うち自殺	請求件数	198 (18)	221 (14)	200 (22)	202 (16)	155 (20)
	決定件数	176 (14)	208 (14)	199 (21)	185 (17)	179 (17)
	うち支給決定件数	84 (2)	98 (4)	76 (4)	88 (4)	81 (4)
	認定率	[47.7%] (14.3%)	[47.1%] (28.6%)	[38.2%] (19.0%)	[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)

【2】請求件数は2051件で前年度比9件減となり、支給決定件数は608件です。【図2】

図2 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



【3】業種別では、請求件数は「医療、福祉」488件、「製造業」326件、「卸売業、小売業」282件の順で多く、支給決定件数は「医療、福祉」148件、「製造業」100件、「運輸業、郵便業」と「卸売業、小売業」63件の順に多くなっています【表3】。

表3 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2019年度						2020年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂	うち自殺	うち未遂
19歳以下	21	2	8	2	3	0	24	1	23	2	7	0
20～29歳	432	45	321	44	116	16	448	36	418	43	132	13
30～39歳	509	46	426	39	132	17	490	40	457	44	169	18
40～49歳	639	65	503	67	170	36	597	46	565	48	174	25
50～59歳	391	40	283	28	75	15	402	27	377	36	103	20
60歳以上	68	4	45	5	13	4	90	5	65	6	23	5
合計	2060	202	1586	185	509	88	2051	155	1906	179	608	81

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

【4】出来事別の支給決定の要因件数は、「パワーハラスメント」99件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」83件、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」71件。「パワハラ」は認定基準の見直しにより、初めて要因として明記されました。職場におけるパワハラ防止の対策強化が急がれています。(編集部)